

2024年4月1日

テスホールディングス株式会社

【働き方改革関連法】**建設業への時間外労働規制の適用開始について**

本日、2024年4月1日より、建設業においても「働き方改革関連法」における「時間外労働の上限規制」が適用されました。

当社グループとしては、2023年10月6日付け『「働き方改革関連法」の遵守に向けた関係者の皆さまへのご理解・ご協力のお願い』にて公表しましたとおり、健康で安全な職場作りを推進するため、お客さまをはじめとする関係者の皆さまに対し、以下の内容を要望させていただいており、今後も「働き方改革関連法」を遵守の上、従業員が健康で安全に働くことができる職場環境の整備に努めてまいります。

建設業界の健全な発展のため、皆さまにおかれましても、改めてのご理解とご協力の程、お願い申し上げます。

当社グループからのお願い

- ・ 工事現場の4週8閉所（完全週休2日制）定着への取り組み
- ・ 適正な契約工期の設定
- ・ 各種検討/書類作成の適正な期間の確保
- ・ 大幅な仕様変更、社会/経済情勢や工事環境の大幅な変化が発生した際の工期延長を含めた契約変更
- ・ 朝礼へのローテーション参加及び会議へのリモート参加の容認
- ・ 会議を定時内で行う職場環境の整備

※ご参考：「働き方改革関連法」の遵守に向けた関係者の皆さまへのご理解・ご協力のお願い

<https://www.tess-hd.co.jp/news/231006.html>（2023年10月6日公表）

■本件に関するお問い合わせ先

テスホールディングス株式会社 広報・IRチーム

<https://www.tess-hd.co.jp/contact/>

※当社グループは、テレワーク・時差出勤を取り入れております。

そのため、お電話での対応ができない場合がございますので、ホームページよりお問い合わせください。ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。